



Finance Bill 2018, Income Tax (Amendment) Bill 2018 and Labuan Business Activity Tax (Amendment) Bill 2018 Highlights

KPMG in Malaysia

November 2018



Finance Bill 2018, Income Tax (Amendment) Bill 2018 and Labuan Business Activity Tax (Amendment) Bill 2018 Highlights

BUSINESS AND INTERNATIONAL TAX

法人税

1 欠損金等の将来の使用に係る 7 年の繰越期限

| 内容 | 提案 | 移行措置 |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| (a) 繰越欠損金及び未使用のキャピタルアローウンス（税務上の減価償却費） | 連続する 7 賦課年度まで繰り越し可能 | 賦課年度 2018 までに累積された欠損金やキャピタルアローウンスは、賦課年度 2025 まで繰越可能 |
| (b) 未使用的パイオニア損失、再投資控除（RA）、サービス分野の投資控除（IASS）、投資税額控除（ITA） | 適格期間/優遇期間の終了から連続する 7 賦課年度まで繰り越し可能 | 賦課年度 2018 までに適格期間/優遇期間が終了しているものの未使用となっている残高については、賦課年度 2025 まで繰越可能 |

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。



検討すべき事項 / 必要なアクション :

繰越欠損金、未使用の税務
メリットの有無の確認

将来の課税所得のレビュー

今後の使用ないし期限切れの
トラッキング

2 グループプリーフの見直し

- (a) 調整後損失の関連会社への譲渡は、事業開始直後の企業にのみ適用される。
- (b) 損失の譲渡は、損失発生の有無にかかわらず連続する3賦課年度に制限される
- (c) グループプリーフは、未使用の投資税額控除残高やパイオニア損失がある会社は適用できない。

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。

| 移行措置 | |
|----------|-----------------|
| 営業開始賦課年度 | 調整後損失を譲渡できる賦課年度 |
| 2015 | 2019 |
| 2016 | 2019 and 2020 |
| 2017 | 2019 to 2021 |



検討すべき事項 / 必要なアクション：

企業の事業開始年度の確認

連続する3賦課年度の決定

グループプリーフの適用可否のレビュー

3 Earning Stripping Rules

過小資本税制に置き換わる Earning Stripping Rules (ESR) の導入を可能とする新しい法律が提案されています。

関連者取引における財務支援に関する規制として直接的または間接的に発生した支払利息のうち、ESR の規定額を超える額については、発生した年度に損金算入することができなくなります。

支配の定義

> 20%



1. 所有権等への依存
2. 事業活動への影響
3. 取締役の任命



支払利息

1. 支払利息
2. 支払利息と同等の経済的支出（資金調達の初期費用を除く）



財務支援

1. 借入金
2. 利付信用保証
3. 前受金
4. 負債
5. 保証行為

移転価格税制における関連者取引の定義の拡大 (P11) と整合

現時点において、ESR の具体的な規定額は明らかになっていませんが、適用まで 2か月を切っています。そのため、まずは、支払利息と EBIT (税引前利益 + 支払利息) もしくは EBITDA (税引前利益 + 減価償却費 + 支払利息) との比率を確認しておくことが肝要です。

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。

4 源泉税の対象となる所得の一部見直し

現在、学術的、産業的、商業的事業における経営管理技術（Technical management or administration of）に関して提供された技術的(Technical)指導、援助、サービスの対価を非居住者に対して支払う際には、源泉税が課せられます。

今回、“Technical”と“Technical management or administration of”的文言を削除することが提案されています。これは、税務当局（MIRB）の現状の姿勢を明確化するものであり、Technical の有無に関わらず、学術的、産業的、商業的事業に関して提供された指導、援助、サービスの対価については、源泉税を課すというものです。

これにより、今後、企業は「テクニカルサービスのみが源泉税の対象である」という主張を行うことが難しくなります。

上記の提案は、Finance Act 2018 の施行に伴って適用となります。

5 事業所得の定義

マレーシアの税法上、マレーシア国内で稼得された（Derived from）事業所得に対して課税されます。また、マレーシア国外でなされた事業活動に明確に起因しない所得もマレーシア国内で稼得されたものとみなされます。今回、マレーシア国内における事業を行う場所（Place of a business）を定義し（下図参照）、「事業を行う場所」からもたらされる所得は、マレーシア国内で稼得された所得とみなす、ことを明確にする規定の追加が提案されています。これにより、租税条約を締結していない国がマレーシアで事業を行う場合の課税関係も明確になります。



なお、以下の場合も、マレーシア国内に事業を行う場所があるとみなされます。

(a) 建築工事現場もしくは建設もしくは据え付け、組み立て工事に関する監督活動を行う場合

(b) 以下の行為を企業の代理として実施する者がいる場合

- (i) 当該企業の名において継続的に契約を締結する、または、契約の締結に関して重要な役割を果たす
- (ii) 当該企業から引き渡された物品又は商品の在庫を恒常に保有する
- (iii) 当該企業の代理として継続的に注文を受ける

上記は、マレーシアと各国との租税条約における恒久的施設（Permanent Establishment）の定義と整合した内容となっています。

上記の提案は、Finance Act 2018 の施行に伴って適用となります。

6 Wholesale Money Market Fund を通じた銀行や金融機関からの受取利息に対する免税措置の撤廃

マレーシア証券取引所のガイドラインに準拠した Wholesale Money Market Fund を通じた銀行や金融機関からの受取利息についての免税措置が撤廃されますが、詳細については、現状では明らかにされていません。

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。

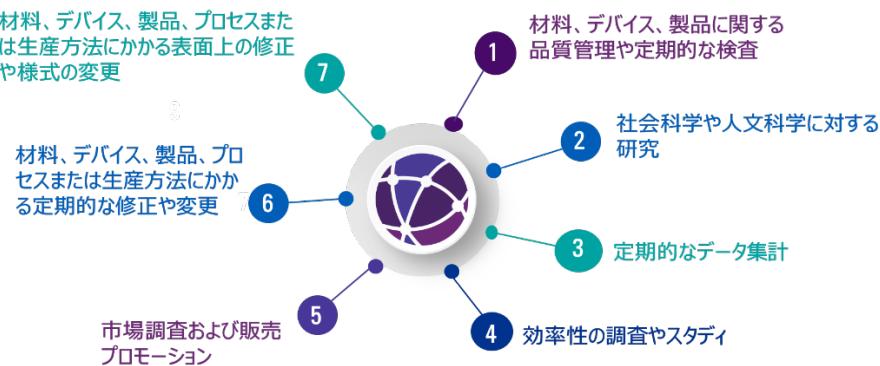
7 研究開発（Research & Development）の新しい定義

OECD（経済協力開発機構）が策定した「Frascati Manual（各国における研究開発に関するデータの収集・報告のためのガイドライン）」の要請に沿う形で研究開発の新しい定義が導入されます。

R&D とは、新しい知識を獲得する目的で、または材料、デバイス、製品、生産またはプロセスの製造または改善のために研究の結果を使用する目的で、科学または技術の分野で行われる新規性または技術的リスクを含む、体系的、調査的、実験的研究を意味するものとされ、また以下の活動（下図参照）を含まないものとされています。

この新しい定義の導入により、現在研究開発活動にかかる税務恩恵を受けている会社は、現状の研究開発活動をレビューする必要があります。

Research and Development …除外項目



上記の提案は、Finance Act 2018 の施行に伴って適用となります。

8 委託 R&D 会社に関する改正

有害税制フォーラム（OECD 税制委員会のもとに設置された有害税制に関する検討を行っている組織）に準拠するため、以下の改正が提案されました。

- (a) パイオニアステータスの優遇税制を受けるための研究開発に関連する活動について、新たな実体要件（マレーシアでの適切な人数のフルタイム従業員の雇用、マレーシアでの適切な営業費用の支出等）が追加されます。



- (b) 知的財産権から生じる所得は、法人税法上 24% の税率で課税されます。



上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

9 投資税額控除 (ITA) に関する改正

ITA の対象となる適格資産を、取得後 5 年以内に除却した場合、当該 ITA は無効となります（現在は 2 年以内）。

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。

10 多数国間協定

マレーシアは 2018 年 1 月 24 日に、多数国間協定 (MLI) に署名しています。これにより、BEPS に関する二国間租税条約の改正について、個々の国と再交渉することなく迅速に変更することができます。MLI の批准を可能とするため、所得税法に 132C 条が新設されます。

上記の提案は、所得税法（改正）2018 及び Labuan Business Activity Tax (改正) 2018 の施行に伴って適用となります。

税率の改正

1 法人税率

| 会社種類 | 課税所得 | 現行の税率(%) | 改正税率(%) |
|-------|--------------|----------|---------|
| 中小企業* | RM500,000 まで | 18 | 17 |
| | RM500,000 超 | 24 | 24 |

*中小企業とは、課税年度の期首において、払込資本が RM2.5 百万以下の、マレーシアで設立、登記された会社

上記税率は賦課年度 2019 から適用されます。

2 不動産利得税（R P G T）

| 処分までの期間 | 不動産利得税率 (%) | | |
|-----------|-------------|--------|------|
| | 会社 | 国民、永住者 | 左記以外 |
| 取得後 3 年以内 | 30 | 30 | 30 |
| 取得後 4 年以内 | 20 | 20 | 30 |
| 取得後 5 年以内 | 15 | 15 | 30 |
| 取得後 5 年超 | | | |
| -現行 | 5 | 0 | 5 |
| -改正案 | 10 | 5 | 10 |

上記税率は 2019 年 1 月 1 日から適用となります。

3 印紙税率

| 譲渡価格/市場価値 | 印紙税率 (%) | |
|---------------------|----------|-----|
| | 現行 | 改正案 |
| RM100,000 まで | 1 | 1 |
| RM100,000～500,000 | 2 | 2 |
| RM500,000～1,000,000 | 3 | 3 |
| RM1,000,000 超 | 3 | 4 |

上記税率は 2019 年 1 月 1 日から適用となります。

事務手続関連

1 税務申告時の財務諸表の取扱い

会社法の改正に伴い、税務申告書は、2016年会社法の要求事項に基づいて作成された財務諸表をベースに作成することが提案されています。これに伴い、2016年会社法により監査を免除される会社については、未監査の財務諸表をベースとした税務申告書を作成することが可能となります（現行は1965年会社法に基づいた監査済財務数値により作成する事が要求されている）。

上記の提案は、賦課年度2019から適用されます。

2 不服申立

税務申告書の未提出により、国税庁長官による最善の判断に基づいた賦課決定通知書を受領し、当該決定に不服がある場合は、賦課決定通知書を受領した日から30日以内に不服申立書とともに税務申告書を提出する必要があります。

上記の提案は、賦課年度2019から適用されます。

印紙税

1 事業再編時の印紙税の免除

新株発行や他の株式を譲渡対価とする事業再編により印紙税の免除を受けた場合、当該株式の経済的便益を 3 年間継続して保有することが要求されます。（現在は 2 年間）

加えて、印紙税が免除されたものの、その後の状況変化により要件を満たさなくなった場合、当該状況変化を 30 日以内に通知する必要があります。

上記の提案は、Finance Act 2018 の施行に伴って適用となります。

2 関連者間での資産移転における印紙税の免除

90%以上の資本関係を有する関連者間での資産移転は印紙税が免除されるが、以下の要件が新たに追加されます。

- (a) 資産の移転が事業の効率化を達成する目的であること
- (b) 譲受人がマレーシア企業であること

加えて、譲渡資産は譲渡日から 3 年間は処分することができず、譲渡人と譲受人は譲渡日から 3 年間当該関係を維持することが求められます。

なお、印紙税の免除が認められたものの、申請内容が虚偽であったことが判明した場合は免除措置が取り消され、年利 6%の利子と共に納付する必要があります。

加えて、印紙税が免除されたものの、その後の状況変化により要件を満たさなくなった場合、当該状況変化を 30 日以内に通知する必要があります。

実務上、事業効率化目的をどのように示すかは明らかにされておらず、今回の変更によりグループ内の譲渡であっても免税措置の適用は難しくなると思われます。また、譲受人が外国企業である場合の免税措置が撤廃されたことで、リストラ費用のコストアップが生じると考えられます。

上記の提案は、Finance Act 2018 の施行に伴って適用となります。

ラブアン国際金融センター

1 ラブアン企業への新たな要件

ラブアン税制が適用される企業は、以下の要件を満たす必要があります。

- (a) マレーシアでの適切な人数のフルタイム従業員の雇用
- (b) マレーシアでの適切な営業費用の支出

上記は Labuan Business Activity Tax Act 1990 (LBATA)に基づき、財務大臣により規定されます。

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

2 ラブアン企業の事業活動制約の緩和

ラブアン事業活動の定義が改正され、ラブアン企業は以下の取引を行うことが認められます。

- (a) マレーシアリンクットでの取引
- (b) マレーシア居住者との取引

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

3 ラブアン企業との取引における損金算入の制限

マレーシア居住者からラブアン企業への支払いについて、損金算入額は当該費用の 3%に制限されます。

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

4 固定税額 RM20,000 の撤廃

LBATA で定められていた固定税額 RM20,000 での課税選択肢が撤廃され、3%の税率が一律に適用されます。上記に加え、知的財産権から生じる利益は通常の 24%の税率で課税されます。

現在、ラブアン企業で税務上の賦課年度を有していない企業は RM20,000 で課税されていますが、固定税額制度の撤廃に伴い当該規定も撤廃されるため、今後の取扱いについては国税庁長官からの指示を待つ必要があります。

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

移転価格税制

“関連者取引”の定義の明確化

所得税法 140A 条において移転価格税制が定められており、関連者取引は独立企業間価格で行うことが要求されています。

関連者取引における支配関係の定義について、所得税法 140A 条 5A 項を新設し、支配の範囲を持株比率 20%以上かつ下記のいずれかに該当するケースに拡大することが提案されています。

- (a) 一方の者の事業活動が、他方の者の所有権、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権などに依存している
- (b) 一方の者の購買、販売、サービスなどの事業活動が他方の者に指示されており、価格その他の条件が当該他方の者の影響を受けている
- (c) 1 名以上の取締役が他方の者により任命されている。

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から適用されます。

個人所得税

1 EPF 拠出金、タカフル／生命保険料の所得控除

EPF 拠出金、タカフル／生命保険料の所得控除について、上限合計が RM6,000 から RM7,000 に引き上げられるとともに、個別の上限額が設定されます。

- (a) RM4,000 – EPF 拠出金
- (b) RM4,000 – 寡婦、寡夫、孤児年金拠出金
- (c) RM3,000 – タカフル／生命保険料

上記の提案は、賦課年度 2019 から適用されます。

2 国家教育貯蓄スキーム（SSPN）拠出金の所得控除

国家教育貯蓄スキーム（SSPN）拠出金の所得控除が RM6,000 から RM8,000 に引き上げられます。

上記の提案は、賦課年度 2019 及び 2020 に適用されます。

Contact Us

Petaling Jaya Office



Tai Lai Kok
Executive Director –
Head of Tax and
Head of Corporate Tax
ltai1@kpmg.com.my
+603 7721 7020



Long Yen Ping
Executive Director –
Head of Global Mobility
Services
yenpinglong@kpmg.com.my
+603 7721 7018



Ng Sue Lynn
Executive Director –
Head of Indirect Tax
suelynng@kpmg.com.my
+603 7721 7271



Soh Lian Seng
Executive Director –
Head of Tax Risk Management
lsoh@kpmg.com.my
+603 7721 7019



Bob Kee
Executive Director –
Head of Transfer Pricing
bkee@kpmg.com.my
+603 7721 7029

Outstation Offices



Penang Office
Evelyn Lee
Executive Director –
Penang Tax
eweflee@kpmg.com.my
+604 238 2288 (ext. 312)



Kuching Office
Regina Lau
Executive Director –
Kuching Tax
reglau@kpmg.com.my
+6082 268 308 (ext. 2188)



Kota Kinabalu Office
Titus Tseu
Executive Director –
Kota Kinabalu Tax
titustseu@kpmg.com.my
+6088 363 020 (ext. 2822)



Johor Bahru Office
Ng Fie Lih
Executive Director –
Johor Bahru Tax
fng@kpmg.com.my
+607 266 2213 (ext. 2514)



Ipooh Office
Crystal Chuah Yoke Chin
Tax Manager –
Ipoh Tax
ycchuah@kpmg.com.my
+605 253 1188 (ext. 320)

kpmg.com/my

facebook.com/KPMGMalaysia
 twitter.com/kpmg_malaysia

linkedin.com/company/kpmg-malaysia
 instagram.com/kpmgmalaysia

© 2018 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under the Malaysian law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.